

参考資料2

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会における 特別委員会の設置について

平成26年4月25日
文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会運営規則（平成26年4月25日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定）第2条第1項の規定に基づき、世界文化遺産・無形文化遺産部会に、以下の事項を調査審議する特別委員会をそれぞれ設置する。

1. 世界文化遺産特別委員会

（調査審議事項）

- (1) 世界遺産条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 世界遺産条約第11条1に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する資産の目録）に記載すべき資産の候補の選定に関する事項
- (3) 世界遺産条約第11条2に基づき、ユネスコ世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適當と思われる資産の候補の選定に関する事項
- (4) その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項

2. 無形文化遺産特別委員会

（調査審議事項）

- (1) 無形文化遺産保護条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 無形文化遺産保護条約第12条1に基づき、我が国の無形文化遺産の目録の更新に関する事項
- (3) 無形文化遺産保護条約第16条1に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適當と思われる我が国の無形文化遺産の候補に関する事項
- (4) その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項